

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

令和5年度住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（1世帯当たり3万円）の支給に係る書類を対象世帯に発送しました。

【支給対象世帯】

令和5年6月1日時点の世帯で令和5年度分 住民税が非課税である世帯（約3,300世帯）ただし、以下に該当する世帯は対象外です。

- ① 別世帯の課税者に世帯全員が扶養されている世帯
- ② 令和5年1月2日以降に国外から転入した者を含む世帯
- ③ 租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者を含む世帯

【書類の種類とその対象】

- ① 支給のお知らせ 支給要件を満たし、前回の給付金の支給実績がある世帯
- ② 確認書（申請に係る書類） 支給要件を満たしているか確認が必要な世帯

【書類ごとの手続き】

- ① 支給のお知らせ 記載された振込先に変更がなければ、手続は不要です。
- ② 確認書 確認書をご返送ください（期限あり）。

【初回支給日】 令和5年7月28日（金） ※以降は順次支給していきます。

【書類を送っていない世帯】

- ① 令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯、未申告者を含む世帯
- ② 6月1日以前に課税対象である者と離婚した、当該者が行方不明となっている、DVで当市に避難している世帯で現在の世帯全員が非課税である世帯
※ 支給要件を満たすと思われる場合には、問い合わせ先にお問合せください。

【問い合わせ先】 給付金専用電話 080-9704-7182

《メディアの方へ》

- 取材をお願いします。
 事前告知をお願いします。
 情報提供をします。

《発表種別》

- 記者会見発表資料
 記者会見情報提供資料
 随時

《問い合わせ先》

所属名 地域福祉課
連絡先 053-576-4873
担当者 水谷、梅田、徳田